

賃金支払いの5原則

賃金は、①現金で、②直接労働者に、③全額を、④毎月1回以上、⑤一定の期日を定めて支払わなければなりません。

(労働基準法第24条)

基本給＝手取りではありません

基本給や通勤手当、残業手当などの支給額(a)から、社会保険料や所得税、住民税などの控除額(b)を差引いた差引支給額(a - b)が、受取額(いわゆる手取り)となります。

給与明細書(例)

(円)

支給	基本給	残業手当	休日手当	深夜手当	
	150,000	11,575	0	0	
	通勤手当	家族手当			支給額合計(a)
	10,000	0			171,575
控除	健康保険料	介護保険料	厚生年金	雇用保険料	(社会保険料計)
	8,534	0		514	24,603
	所得税	住民税	2年目から控除		控除額合計(b)
	5,488	0			30,091

出勤	出勤日数	時間外		深夜	有給休暇	欠勤日数	遅刻	早退
		平日	休日					
	20	10	0	0	0	0	0	0

差引支給額(円)	141,484
----------	---------



給与明細書を
しっかり確認しよう！